

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、観音寺市高室土地改良区が土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（かんがい排水事業）室本新田地区）を行うことについて令和8年3月12日適当と決定した。

その関係書類を県のウェブサイトにおいて令和8年3月26日から同年4月15日まで縦覧に供する。

令和8年3月23日

香川県知事 池 田 豊 人